

生存権裁判“人権守る努力”

生活保護の老齡加算復活を

安倍政権下で貧困と格差が広がるなか、生活保護の老齡加算復活を求めて全国の高齡者がたたかっている生存権裁判をはじめとして社会保障の拡充を求める運動が広がっています。生存権裁判の今日的な意義について、生存権裁判を支援する全国連絡会会長の井上英夫金沢大学名誉教授に聞きました。

生活保護の老齡加算が2004年4月から段階的に削減、06年4月に全廃されました。同加算廃止処分は違憲だとして生存権裁判では、国などを相手に9都府県の高齡者113人が提訴しました。

九つの裁判のうち八つは不当判決が決定。兵庫での裁判で9人の原告が現在上告中です。最高裁は上告審として受理し、大法廷を開くべきです。

司法の役割放棄

最高裁小法廷は2月、高

井上英夫さんに聞く
井上英夫さん 金沢大学名誉教授 全国連絡会会長



「憲法25条を守る」と全国から4千人が参加した集会後にパレードする井上英夫金沢大学名誉教授（左から2人目）ら。2015年10月、東京都内

裁で原告敗訴の熊本と青森の裁判について相次いで上告受理申立を棄却しました。原告を「門前払い」にすることを決定は、人権保障のとりでとしての司法府の役割を自ら放棄したもので、決して許されません。最高裁小法廷は、門前払いの理由として、原告の訴える生活保護法に関するものであり、生存権を規定す

生存権裁判 9都府県で、原告は113人でしたが、高齡で亡くなる人が増え現在は73人です。福岡裁判では10年6月、控訴審で原告側が勝訴しました。東京の裁判について最高裁が12年2月に不当判決を出して以降、福岡を含む八つの裁判で原告敗訴が決定しています。

る憲法25条とは無関係だとされています。しかし、生活保護の問題が憲法25条と無関係なはずがありません。生活保護を利用する権利は、憲法25条が人権として保障するものです。生活保護法によって与えられるものではありません。生活保護法は、憲法25条を具体化した法律です。

さらに、生活保護費の減額は、利用者だけの問題ではありません。国民すべてに影響を与えるものです。生活保護基準が、最低賃金や年金、就学援助の給付基準、税負担などの基準になっているからです。

安倍自公政権は社会保障の基本を「自助、共助、公助」として変質させています。そのもとで、生存権裁判につき生活保護の基準引き下げに対し1000人近くが原告に、年金減額では4000人余りが原告になり裁判をたたかっています。生存権を守ろうと運動

全国民に影響が

憲法97条は、基本的人権を「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」としています。その「努力」の一つが、生存権裁判などの社会保障裁判です。安倍政権は、立憲主義・民主主義を破壊するやり方で戦争法を施行させ、軍事費は5兆円を超えました。一方で、生活保護をはじめとする社会保障費を抑制しています。

高齡者だけでなく、多くの国民の基本的な人権が脅かされている中で、生存権裁判のたたかいは、憲法12条が人権保持のために国民に課している「不撓の努力」そのものなのです。

すべての国民にかかわる生活保護の問題です。だからこそ、最高裁は審理を尽くすべきです。

(岩井重紀)